

奄美群島エコツーリズム魅力体験事業 実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奄美群島エコツーリズム魅力体験事業（以下、「本事業」という。）の実施に必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本事業は、新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）により観光客が減少している中で、新たな手法により観光交流人口の拡大を図るため、奄美群島認定エコツアーガイド（以下、「認定ガイド」という。）と全国通訳案内士及び奄美群島地域通訳案内士（以下、「通訳案内士等」という。）の連携によるスキルアップを図ると共に、新たな体験ツアー等を創出することで、観光客の誘客、満足度向上及び滞在促進を図る。

(事業概要)

第3条 事業の概要は次表のとおりとする。

事業名	事業概要
① 検討会	認定ガイド及び通訳案内士等が連携したツアー内容の検討、新たな体制でのツアー実施に向けた協議等を実施する。 参加者に対して出会手当を支給する。
② 外国人向けモニターツアー	認定ガイド及び通訳案内士等が連携した外国人向けのツアーを企画・催行する。
③ エコツアーエクスペリエンス料助成	通訳案内士等が通訳案内の参考とするため、認定ガイドのツアーに参加するための体験料を助成する。
④ アンケート回答者向けモニターツアー助成	オンラインツアー又はPR動画を視聴しアンケートに回答した者が実際にツアーに参加する際の体験料を助成する。
⑤ 消耗品等購入費助成	認定ガイドが、新しい生活様式に対応したツアーを実施するために必要な拡声器などの器具、消耗品等の購入費を助成する。

(助成要件)

第4条 本事業に申請する同一の経費について、他の機関（国・県・市町村等）が実施する同様の助成制度を受けていないこと。

(助成対象者、助成対象期間及び申請期限)

第5条 事業毎の助成対象者、助成対象期間及び申請期限は次表の通りとする。

事業名	助成対象者	助成対象期間	申請期限
③ エコツアーエクスカーション料助成	通訳案内士等	令和2年12月1日～ 令和3年2月28日	令和3年 2月28日
④ アンケート回答者向けモニターツアーアシスト助成	アンケート回答者 (奄美群島外在住者含む)		
⑤ 消耗品等購入費助成	認定ガイドが所属する団体	令和2年11月16日～ 令和3年2月12日	令和3年 2月19日

2 1助成対象者あたり1回限りの申請とする。

(助成対象経費及び助成率等)

第6条 事業毎の助成対象経費及び助成率等は次表のとおりとする。

事業名	助成対象経費	助成率	助成限度額
③ エコツアーエクスカーション料助成	エコツアーエクスカーション料	10/10	10,000円
④ アンケート回答者向けモニターツアーアシスト助成	エコツアーエクスカーション料	10/10	5,000円
⑤ 消耗品等購入費助成	対象物品購入費用 (別紙1)	10/10	50,000円 ただし、認定ガイドが 4名以上所属する団体は、 100,000円

2 助成対象となるエコツアーエクスカーション料は、認定ガイドが催行するエコツアーエクスカーション料のみとし、エコツアーアシストを体験するために要した交通費、宿泊費等は含まないものとする。

3 ⑤消耗品等購入費助成の対象物品及び対象経費は、別紙1による。

(事務取扱手順)

第7条 助成対象者は次表に掲げる必要書類を、奄美群島広域事務組合から委託を受けた各事務局（以下、「事務局」という。）に提出するものとする。

事業名	必要書類
③ エコツアーエンターテイメント助成	(1) 助成金交付申請書兼請求書（様式1） (2) 領収書（ツアーエンターテイメント分） (3) 振込先口座が分かる通帳の写し (4) 全国通訳案内士登録証の写し、奄美群島地域通訳案内士登録証の写し、又は奄美群島特例通訳案内士登録証の写し ※ (2) は複数のツアーエンターテイメントを体験した場合は、それぞれのツアーエンターテイメント一分を提出すること。
④ アンケート回答者向けモニターツアーエンターテイメント助成	(1) 助成金交付申請書兼請求書（様式2） (2) 領収書の写し（ツアーエンターテイメント分） (3) 振込先口座が分かる通帳の写し (4) ツアーエンターテイメント後のアンケート （奄美群島広域事務組合ホームページよりダウンロード） ※ (2)・(4) は複数のツアーエンターテイメントを体験した場合は、それぞれのツアーエンターテイメント一分を提出すること。
⑤ 消耗品等購入費助成	(1) 助成金交付申請書兼請求書（様式3） (2) 領収書一覧表（様式4） (3) 領収書の写し（助成対象物品分） (4) 振込先口座が分かる通帳の写し (5) 奄美群島認定エコツアーガイド標準（カード）の写し （所属人数分）

（助成金の確定及び支払い）

第8条 事務局は、申請内容を審査し、適正と認められる場合は、助成金の確定通知及び助成金の支払いを行う。

2 助成金の額は、第6条第2項に規定する体験料又は別紙1に掲げる対象経費に、同条の表中に掲げる助成率を乗じて得た額（100円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）と同表に掲げる助成限度額のいずれか低い額とする。

（助成の条件等）

第9条 助成の条件等は次のとおりとする。

- (1) 助成金の支払いは、第7条に定める必要書類の内容審査後の精算払いとする。
- (2) 申請者が虚偽の報告を行った場合には、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。
- (3) 申請者は、前号の規定により助成金返還の請求を受けたときは、事務局が指定する期日までに、当該助成金を委員会に返還しなければならない。また、返還に伴い発生する振込手数料及び受取手数料は、返還の請求を受けた申請者が負担することとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

2 本事業は、感染者の発生や国又は都道府県独自の緊急事態宣言の発表若しくは、市町村による高位の感染症警戒レベル設定がなされる等の事態が生じた場合、事業の実施を一時的に停止することがある。

令和2年11月13日 作成

令和3年1月7日 改正

令和3年1月14日 改正（この改正は令和2年12月1日から適用する。）